

札幌企第 209 号
令和 2 年(2020 年) 4 月 23 日

札幌市内経済関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

北海道による緊急事態措置及び「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」
実施概要について (周知のお願い)

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

このたび、北海道から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態措置について、道内の関係団体及び事業者に対し、情報提供がございました。

つきましては、関係団体や企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

また、北海道における休業等の要請にご協力頂き感染リスクの低減に取り組む事業者の皆様に対する支援金に上乘せ・対象拡大する形で、札幌市でも支援金を給付いたしますので周知いただきますようお願い申し上げます。

1 北海道送付資料

- (1) 関係団体・事業者の皆様宛の通知文
- (2) 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置【改訂版】
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧
- (4) 休業等の要請にご協力頂き感染リスク低減に取り組む事業者の皆様への支援金のお知らせ

2 札幌市送付資料

「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金実施概要」

【問い合わせ先】

○北海道休業要請相談専用ダイヤル (北海道における休業要請や支援金等に関すること)

TEL 011-206-0104/011-206-0216 (平日 8:45~17:30)

○札幌市「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」専用ダイヤル

(4/23 (木)、4/24 (金))

TEL 011-211-2372/011-211-2362 (平日 8:45~17:15)

(4/27 (月)以降)

TEL 011-211-2566 (平日 8:45~17:15)

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための
「北海道」における緊急事態措置【改訂版】

令和2年4月20日

1 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置

1 区 域

北海道内全域

2 期 間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月6日（水）まで

3 実施内容

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び同法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施する。

■ 感染防止の徹底

○ 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請

■ 外出自粛の要請等

【令和2年4月17日(金)～5月6日(水)】

○ 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。また、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を要請(特措法第45条第1項)

なお、職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密(密閉・密集・密接)の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務(テレワーク)」の積極的な活用促進を要請(特措法第24条第9項)

○ 特に、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請(特措法第45条第1項)

○ 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請するとともに、大型連休期間においては、他都府県への往来自粛を特に強く要請(特措法第45条第1項)

■ 施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

○ 施設管理者又は催物(イベント)の主催者に対し、施設の使用停止若しくは催物(イベント)の開催停止を要請(協力依頼)

(一部：特措法第24条第9項)

【令和2年4月20日(月)～5月6日(水)】

○ 上記以外の「3つの密(密閉・密集・密接)の回避」が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請(特措法第24条第9項) 【令和2年4月17日(金)～5月6日(水)】

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

【令和2年4月17日(金)～5月6日(水)】

○ 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、日常生活の中で、人と人との物理的な距離(互いに手を伸ばしても届かない距離)を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

2 対象施設一覧 ～ ①

■ 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内 訳
■ 遊興施設等	○ 施設の使用停止 及び催物(イベント) の開催の停止要請 (=休業要請)	* キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
■ 運動、遊技施設		* 体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
■ 劇場等		* 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
■ 集会・展示施設		* 集会場、公会堂、展示場
■ 商業施設		* 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
■ 大学、学習塾等		* 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
■ 学校		* 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 * 学校（大学等を除く。）

2 対象施設一覧 ～ ②

■ 特措法によらない協力依頼を行う施設

- 床面積の合計が1,000㎡以下の次の施設については、同1,000㎡超の施設に対する使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請（三休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
■ 大学、学習塾等	<ul style="list-style-type: none">* 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業
■ 集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none">* 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
■ 商業施設	<ul style="list-style-type: none">* 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業

2 対象施設一覧 ～ ③

■ 基本的に休業要請を行わない施設(適切な感染防止対策の協力を要請)

施設の種別	要請内容	内 訳
■ 医療施設	* 適切な感染防止対策の協力要請	* 病院、診療所、薬局 等
■ 社会福祉施設等	* 必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	* 保育所、学童クラブ等
	* 適切な感染防止対策の協力要請	* 通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
■ 生活必需物資販売施設	* 適切な感染防止対策の協力要請	* 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
■ 食事提供施設	* 適切な感染防止対策等の協力要請	* 飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ 19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を要請
■ 住宅、宿泊施設	* 適切な感染防止対策の協力要請	* ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
■ 交通機関等	* 適切な感染防止対策の協力要請	* バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
■ 工場等	* 適切な感染防止対策の協力要請	* 工場、作業場 等
■ 金融機関・官公署等	* テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	* 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
■ その他	* 適切な感染防止対策の協力要請	* メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「適切な感染防止対策」は、別表「適切な感染防止対策」を参照。

【別表】 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組（例）
○ 発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> * 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 * 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
○ 3つの「密」 （密閉・密集・密接）の防止	<ul style="list-style-type: none"> * 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） * 換気を行う（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける） * 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
○ 飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> * 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 * 来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 * 店舗・事務所内の定期的な消毒
○ 移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> * ラッシュユ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） * 従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） * 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

休業等の要請にご協力頂き感染リスク低減に取り組む事業者の皆様への支援金のお知らせ

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

- ① 休業等の要請にご協力をいただくこと
- ② 席の間隔をあけるなど、感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと

この2つに取り組む事業者の皆様を支援する制度について、道議会に提案することとし、また、その内容や受付期間等の検討を行っております。

支援金のお支払いにあたっては、下記の期間中に、次のご協力を頂くことが支援の前提となります。

ご協力をお願いする期間

- ・ **遅くとも4月25日(土)から5月6日(水)まで**

※感染症の状況により、休業等期間が延長される場合もありますが、この場合にも休業等の延長にご協力をお願いします。

休業等要請の対象施設の範囲

- ・ キャバレー、ナイトクラブなどの遊興施設等、体育館などの運動・遊技施設、劇場等、博物館などの集会・展示施設、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗などの商業施設、大学、学習塾等、文教施設。
- ・ 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「施設の使用停止対象施設一覧」をご確認ください。

※URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>

ご協力をお願いする内容・支援額

- ① 休業要請を受けた施設を休業すること

法人 **30万円**

個人事業者 **20万円**

- ② 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行うこと **10万円(個人法人問わず)**

○注①、②に共通する補足事項

- ・ 法人は中小企業に限らず、大企業も含まれます。(休業要請の対象となる施設を運営している法人は含まれます。)
- ・ 道外本社の法人は、道内で対象施設があれば支給対象となります。
- ・ 休業要請や酒類の提供時短要請を受けた複数の店舗を、1事業者が運営している場合は、全ての施設で、休業等や感染リスク対策を行っていることが条件となります。

- ③ 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと

申請期間

本支援金は、道議会での議決後、速やかに申請受付を始める予定です。

ご注意

ご協力をお願いする期間中に、休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことが分かる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となりますので、休業等中に保存・記録しておいて下さい。

裏面に続く



支援金給付の申請に必要な書類

- ① 申請書（準備が整い次第、HPにてお知らせします）
- ② 休業等の状況を確認できるもの
 - ・対象期間中に、休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等。
- ③ 感染拡大リスクを低減する自主的な取組内容の確認
 - ・自主的な取組内容が記載された書類、こうした取組内容が記載された店頭告知チラシや写真、自社のホームページの写し等。
 - ※自主的な取組としては、当該施設が、以下の分野に関し、何らかの取組を行ったものを対象とします。
 - 【例】
 - ア 換気や行列間隔の工夫など、3つの密（密閉・密集・密接）の防止
 - イ 従業員のマスク着用など、飛沫感染・接触感染の防止
 - ウ 時差出勤や在宅勤務など、移動時の感染の防止
 - ※すでに行った取組も含めて、継続的に行っていることが条件です。
- ④ 当該事業所の施設の実態や業種が確認できる資料
 - ・確定申告書の写し、または各種法規に基づく営業許可証の写し等
- ⑤ 誓約書
 - ・申請書類に虚偽がないことを表明するもの。
(準備が整い次第、HPにてお知らせします)

対象施設・対象事業者

- ① 道が休業要請を行った施設について、要請を受けて休業した事業者。
 - ・1つの施設に、休業要請する施設としない施設が混在しているケースで、休業要請の対象となる施設を休業した場合、当該事業者は対象。
 - 【例】ア 宿泊施設の中に、休業要請の対象となる「集会の用に供する部分（宴会場）」がある場合。
 - イ 銭湯の中に、休業要請の対象となる「サウナ」がある場合など。
 - ・休業要請の対象施設において、複数の個人事業主が1つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に1事業者分を支給します。
 - 【例】複数のネイリスト（個人事業主）が1つのサロンで営業している場合。
 - ・出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設がない場合、休業要請の対象外であり、支援金の支給対象外。
 - 【例】マッサージ店は、休業要請の対象だが、ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合は、当該事業者が管理する施設が特定できないため、対象外。
- ② 道が酒類の提供時間の短縮要請（19時まで）を行った食事提供施設（飲食店）について、要請を受けて、その対応（提供時間短縮）を行う事業者。
 - ・従来から酒類の提供を行っていない飲食店は、支援金の対象外。

※支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。

お問い合わせ【休業要請専用ダイヤル】

- ・電話番号：011-206-0104 又は 011-206-0216

令和2年（2020年）4月21日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休業等の要請
について

道では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態措置として、別紙のとおり特定の施設等に対する休業要請や協力依頼を行っているところです。

対象となる事業者の皆様方には、ご負担をおかけすることとなりますが、感染症の早期終息のためには不可欠な対応であると考えております。

また、今回の休業要請等に御協力いただき、自主的な感染症対策に取り組んでいただける事業者の皆様に対しては、別紙のとおり御支援を行うこととしておりますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、休業要請等に係る問い合わせについては、下記の「休業要請相談専用ダイヤル」にお問い合わせいただきますよう、お願いします。

(送付資料)

- 1 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置【改訂版】
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧
- 3 休業等の要請にご協力頂き感染リスクの低減に取り組む事業者の皆様への支援金について

(休業要請相談専用ダイヤル)

- ・ 電話番号 011-206-0104
 011-206-0216
- ・ 開設時間 平日8：45～17：30

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

1 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	
	ヌードスタジオ	対象	
	のぞき劇場	対象	
	ストリップ劇場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
場外馬(車・舟)券場	対象		
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	
	バッティング練習場(※1)	対象外	
	陸上競技場(※2)	対象外	
	野球場(※2)	対象外	
	テニス場(※2)	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
テーマパーク	対象		
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

1 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考	
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)	
	公会堂	対象		
	展示場	対象		
	貸会議室	対象		
	文化会館	対象		
	多目的ホール	対象		
	神社	対象外		
	寺院	対象外		
	教会	対象外		
	博物館	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）	
	美術館	対象		
	図書館	対象		
	科学館	対象		
	記念館	対象		
	水族館	対象		
	動物園	対象		
植物園	対象			
ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象			
旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象			
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象		【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。（特措法によらない協力の依頼）ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は要請の対象外。
	ペット美容室（トリミング）	対象		
	宝石類や金銀の販売店	対象		
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象		
	古物商（質屋を除く）	対象		
	金券ショップ	対象		
	古本屋	対象		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象		
	囲碁・将棋盤店	対象		
	DVD/ビデオショップ	対象		
	DVD/ビデオレンタル	対象		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象		
	ゴルフショップ	対象		
	土産物店	対象		
	旅行代理店（店舗）	対象		
	アイドルグッズ専門店	対象		
	ネイルサロン	対象		
	まつ毛エクステンション	対象		
	スーパー銭湯	対象		
	岩盤浴	対象		
	サウナ	対象		
	整体院（※1）	対象		
	エステサロン	対象		
	日焼けサロン	対象		
	脱毛サロン	対象		
	写真屋	対象		
	フォトスタジオ	対象		
	美術品販売	対象		
展望室	対象			

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

1 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (特措法によらない協力の依頼) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

カテゴリー	対象	休止要請	備考
医療施設 (※1)	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外		
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を要請
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ店	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

カテゴリー	対象	休止要請	備考
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	A T M	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
各種事務所	対象外		
その他	理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	プライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
ランドリー	対象外		
クリーニング店	対象外		
ごみ処理関係	対象外		



(仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金実施概要

支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮と、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者の方を対象に、支援金を給付いたします。

■支給額

	対象	北海道 給付金額	札幌市 給付金額	合計 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	給付 対象外	30万円
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円	
③	・酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円	
④	・酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者	給付 対象外	30万円	

支給イメージと申請先

		北海道へ申請		札幌市へ申請	
30万円			市給付 10万円 <small>※道給付の支給決定データを 基に10万円を追支給</small>		
20万円	道給付 30万円		道給付 20万円	市給付 20万円 <small>※道給付の支給決定データを 基に20万円を追支給</small>	市給付 30万円
10万円		道給付 20万円		道給付 10万円	
		道による休業要請等の対象施設 スナック、バー、カラオケボックス、ライブハウス、 スポーツクラブ、ゲームセンター、映画館、展示場、 ビデオレンタル、学習塾など		飲食店 料理店、喫茶店、居酒屋など	
		①法人事業者	②個人事業者	③酒類提供あり 19時以降の酒類提供取り止め	④酒類提供なし

※①～③は北海道に申請

(②、③は北海道給付の支給決定データを基に札幌市から追支給)

※④は札幌市に申請

酒類提供のない飲食店への支援金の給付について（札幌市への申請）

○札幌市では、北海道の休業要請等によらない「酒類を提供しない飲食店」においても、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に札幌市独自で給付金を給付いたします。

1 給付対象

酒類を提供しない食事提供施設について、4月25日（土）～5月6日（水）の全ての期間において、「2」の感染症防止対策を取り組んだ場合、支給対象となります。

仮に、休業等の要請期間が延長になった場合は、当該要請期間が終了するまで、継続いただきます。

【食事提供施設（例）】

○飲食店 ○料理店 ○喫茶店 ○和菓子、洋菓子店 等

2 感染症防止対策

以下の(1)及び(2)の取組を行う事業者

(1) 休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ）

①休業

②夜間営業の自粛（20時から5時までの営業の自粛）

③営業時間の短縮（2時間以上の短縮）

④イートインの中止（テイクアウト・デリバリーのみによる営業継続は可）

⑤店舗の座席レイアウトの変更（席数減によるソーシャルディスタンスへの配慮）

(2) 施設運営のきめ細やかな取組（いずれか一つ）

①3つの密（密閉・密集・密接）の防止

換気や行列間隔の工夫など

②飛沫感染・接触感染の防止

従業員のマスク着用など

③移動時の感染の抑止

時差出勤や在宅勤務など

※(2)の①～③については、要請期間終了後も継続した取組をお願いいたします

3 備考

・北海道の緊急事態措置以前に開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。なお、北海道による休業要請等の対象となる施設等については、北海道総合政策部のHPに掲載しています。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>)

- ・札幌市内の事業所はもとより、道内全ての事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、市外に本社がある場合も対象となります。

申請手続

■申請受付期間

令和2年5月1日（金）～

※申請期限は未定（北海道と調整中）

■申請方法

①郵送（令和2年5月1日（金）から受付開始）

②専用ホームページからのWEB申請（5月中旬予定）

■申請に必要な書類（予定）

①支援金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）

②営業実態が確認できる書類

（例）確定申告書の写しのほか、各種法規に基づく営業許可証の写し等

③休業や営業時間の短縮、酒類の提供時間を短縮していたことが分かる資料

（例）店頭告知チラシやメニュー、自社のホームページの写し等

④誓約書

今後の流れ

■実施概要公表 4月23日（木）

■募集要項公表、「郵送」にて受付開始 5月1日（金）15時頃～

募集要項公表と申請書等の様式を同時に公表します。

■「専用ホームページからのWEB申請」にて受付開始 5月中旬～

■支援金の給付 5月下旬～

お問い合わせ（平日 8:45～17:15）

札幌市 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課

電話番号 011-211-2372、011-211-2362

※4/27（月）以降は「支援金専用ダイヤル」011-211-2566 まで

※この支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。